

PRESS RELEASE



令和8年2月12日配信

各報道機関様

嬉野市営嬉野温泉公衆浴場における利用料金の着服について

嬉野市営嬉野温泉公衆浴場の指定管理者である一般社団法人 嬉野温泉観光協会より職員による利用料金の着服の報告がありましたので、別紙のとおりお知らせいたします。

今回の事案について、指定管理者へ業務改善を指導し、これからも皆様に安心してご利用いただけるように努めてまいりますので、これまでと同様にご利用をお願いいたします。

＜お問い合わせ＞

嬉野市役所 観光商工課

担当 志田・中村（篤）

TEL 0954-42-3310

嬉野市営嬉野温泉公衆浴場における利用料金の着服について

嬉野市営嬉野温泉公衆浴場（以下「当該施設」という。）の指定管理者である一般社団法人 嬉野温泉観光協会（以下「指定管理者」という。）より、50代女性職員（以下「当該職員」という。）による利用料金の着服の報告がありましたので、次のとおりお知らせいたします。

1 場所

嬉野市営嬉野温泉公衆浴場（愛称：シーボルトの湯）

2 期間

令和6年4月～令和7年12月

3 金額

1,962,900円

4 内容

利用料金の返金について、利用者が誤ったチケットを購入した場合に利用者からの払い戻しの申し出を受けて処理しますが、利用者から払い戻しの申し出がないにも関わらず、券売機の払い戻し処理の操作を行い、その利用料金を着服したものです。

なお、当該施設は利用料金制度を採用しており、利用料金は指定管理者の収入となることから、市に直接的な損害はありません。

また、着服した金額は、既に当該職員から指定管理者へ全額返済されています。

5 今後について

市としては、着服事案の発生に加え、その事案発生の事実が令和7年12月29日に判明したにも関わらず、指定管理者から市への報告が令和8年2月2日（口頭による報告は令和8年1月27日）と遅延していることから、指定管理者に対し、厳重に注意するとともに業務改善の勧告を行い、改善計画書の提出等を求めております。

その内容等を踏まえ、今後の対応を検討してまいります。

【問い合わせ先】

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ・(一社) 嬉野温泉観光協会 | ・嬉野市観光商工課 |
| 電話：0954-43-0137 | 電話：0954-42-3310 |
| 担当：山口、松本 | 担当：志田、中村（篤） |

令和8年2月12日

嬉野市営嬉野温泉公衆浴場における利用料金の着服について

(一社) 嬉野温泉観光協会
会長 北川 健太

1. 概要

令和7年12月29日、嬉野温泉観光協会が指定管理者として運営する嬉野市営嬉野温泉公衆浴場（愛称：シーボルトの湯）において、50代女性職員（以下「当該職員」といいます。）による利用料金の着服が判明しました。

2. 経緯

・令和7年12月8日（月）

当該職員が券売機の払い戻し処理を行っている様子について、会計担当職員が不審に感じた。

・令和7年12月9日（火）～24日（水）

過去の監視カメラの画像や券売機の払い戻し回数の確認などの調査を行った結果、当該職員の勤務時に券売機の払い戻し処理件数が異常に多いことが判明した。

・令和7年12月29日（月）

当該職員に対し、専務理事、事務局長、館長同席のもと聴聞を実施したところ、当該職員は着服の事実を認めた。

聴聞終了後、専務理事及び事務局長で会長へ報告を行い、会長は、専務理事及び事務局長に対して、嬉野市へ速やかに報告し、指示を仰ぐように指示した。

・令和8年1月5日（月）

会長が専務理事に対し、嬉野市への報告を確認したところ、報告がまだであったため、再度、報告を指示した。

・令和8年1月6日（火）

当該職員より謝罪文及び返済誓約書への署名を受け、当該職員に対し、嬉野温泉観光協会就業規則にのっとり諭旨退職を通告した。

・令和8年1月27日（火）

嬉野市との打合せの前段において、会長が市職員へ今回の事案について謝罪したところ、市職員は事案の発生を知らず、専務理事から市へ報告されていないことが判明した。

・令和8年1月28日（水）

嬉野市より今回の事案に関する報告書の提出の指示を受けた。

・令和8年2月1日（日）

当該職員が嬉野温泉観光協会へ着服した金額のうち150万円を返済した。

・令和 8 年 2 月 2 日(月)

会長、専務理事、事務局長、館長から前市長に今回の事案に関する報告書を提出、報告しました。

当該職員が嬉野温泉観光協会へ残額を返済した。

・令和 8 年 2 月 6 日(金)

嬉野温泉観光協会臨時理事会を開催し、理事へ本事案の発生を報告した。

・令和 8 年 2 月 9 日(月)

嬉野市より嬉野市営嬉野温泉公衆浴場指定管理業務に関する改善の勧告を受けた。

3. 着服の内容

当該職員は、利用者から払い戻しの申し出がないにもかかわらず、券売機において払い戻し処理操作を行い、その現金を返金に充てることなく着服していました。

着服行為については、払い戻し履歴の状況から令和 6 年 4 月頃には開始されていた可能性があると推測されますが、監視カメラ映像により客観的に確認できた期間は、直近約 2 か月間です。着服金額については、券売機払い戻し記録データに基づき、令和 6 年 4 月から令和 7 年 12 月までの期間において、1,962,900 円と算定しています。

4. 対応内容

当該職員に対し、嬉野温泉観光協会就業規則第 124 条第 1 項第 12 号に基づき、諭旨退職処分としました。